

みなとみた

2025 4
No.169

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

着任・離任のご挨拶 ● 2

労働行政ニュース ● 3～11

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果／令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します／職場の「熱中症」を防ごう!／熱中症が発生 その時どうする?／労災保険相談ダイヤル

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

協会だより ● 14～16

三田労働基準監督署・ハローワーク品川の人事異動／2025年度定期総会開催のご案内／2025年度会費納入のお願い／新入会員のご紹介／講習会等のご案内／「定期健康診断のご案内」について

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



着任のご挨拶



三田労働基準監督署
署長 田中 宏治

令和7年4月1日付けで三田労働基準監督署に着任いたしました。

三田労働基準協会並びに会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、近年の物価上昇は目を見張るものがありますが、賃金の上昇がこれに追いつかず、実質賃金の低下により労働者の経済的負担が増していることが、労働条件の改善において喫緊の課題となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、経済活動がコロナ禍前の水準に回復しつつあるという明るいニュースも増えてまいりました。しかし、その一方で、コロナ禍により経営上の打撃を受けた企業ではリストラや賃金未払いなどの問題が顕在化し、さらに企業活動の活性化と人手不足の影響により、長時間労働の問題が深刻化しています。加えて、企業活動の活発化に伴い、労働災害の増加も懸念されております。こうした労働条件に関する課題は、昨年より特に顕著になってきております。

実際に、当署管内においても、賃金未払い、解雇、長時間労働などの労働条件に関する相談件数の増加、過重労働による健康障害に係る労災請求件数の増加、さらには重大災害を含む労働災害の増加が顕著になっております。

本年度、当署ではこれらの労働条件に関する課題への対策を強化し「労働者が健康で安心して働くことができる職場の形成」という労働基準行政の目的の実現に向け、職員一丸となって積極的に施策を推進してまいります。

この目的を達成するためには、地域に根差し、事業場の皆様から厚い信頼を得ている貴協会のご支援が不可欠であると考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会のさらなるご発展と、会員の皆様のご健勝を心より祈念申し上げます。着任のご挨拶とさせていただきます。

離任のご挨拶



三田労働基準監督署
前署長 河村 直子

三田労働基準協会並びに松岡会長を始め会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年4月1日に三田労働基準監督署に着任してからの1年間、皆様には当署の行政運営につきまして、多大なる御支援と御協力を賜りまして誠にありがとうございました。私にとりまして大変有意義な1年間であり、皆様の温かい御支援に深く感謝申し上げます。

特に、オンラインでの全国安全週間及び全国労働衛生週間に係る説明会や労務管理講習会の実施、ハローワーク品川の大ホールを貸し切ったの対面方式での「港地区健康と安全推進大会」や外国人労働者労務管理講習会の開催など、皆様に連携いただき様々な取組を行うことで、管内の「安全、安心な職場づくり」に向けて着実に歩みを進めることができたのではないかと考えております。

当署では、令和7年度も「長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進」や「中小企業及び令和6年度時間外労働上限規制適用開始業務等の事業場に対する相談・支援を含めた一般労働条件確保・改善対策の推進」、「第14次労働災害防止計画の目標達成に向けた重篤な災害が多発傾向にある建設業対策や第三次産業を中心とした行動災害防止対策等の取組強化」、「迅速かつ公正な労災保険給付及び労働保険未手続事業一掃対策の推進や労働保険料等の適正徴収」などの課題に取り組んでまいります。

こうした課題への取組を着実に進めていくためには、より一層皆様との連携が重要であり不可欠なものとなります。

新体制になりましたも、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様のご健勝、御繁栄を心から祈念申し上げます。離任の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施結果

東京労働局は、令和6年度 年末・年始Safe Work推進強調期間（令和6年12月1日から令和7年1月31日まで）における取組の一環として、東京労働局管内の事業場を対象とした労働災害防止対策の取組に係る自主点検を実施し、その結果を取りまとめましたので公表します。

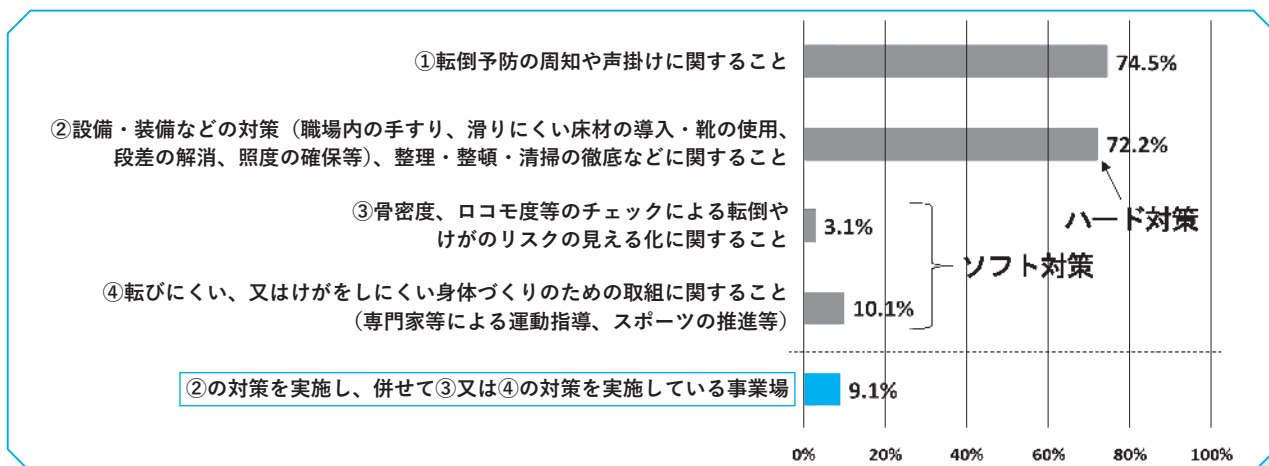
自主点検は、東京労働局管内の10,000事業場を対象として実施しました。有効回答数は1,980事業場(19.8%)でした。

1. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果について

(1) 転倒災害防止対策について

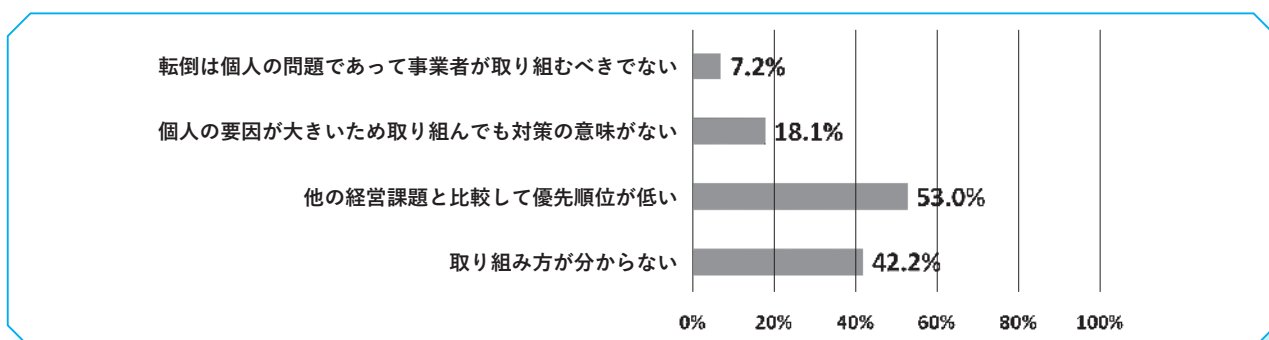
(ア) 労働者の「転倒」を防止するための対策に取り組んでいますか（複数回答）

回答した事業場のうち、何らかの転倒防止対策に取り組んでいる事業場は95.8%（1,897事業場）であり、ハード対策を実施している事業場は7割を超えているものの、ハード・ソフト両面の対策を実施している事業場が9.1%（181事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である50%を大きく下回った。



(イ) 「転倒」を防止するための対策に取り組んでいない理由（複数回答）

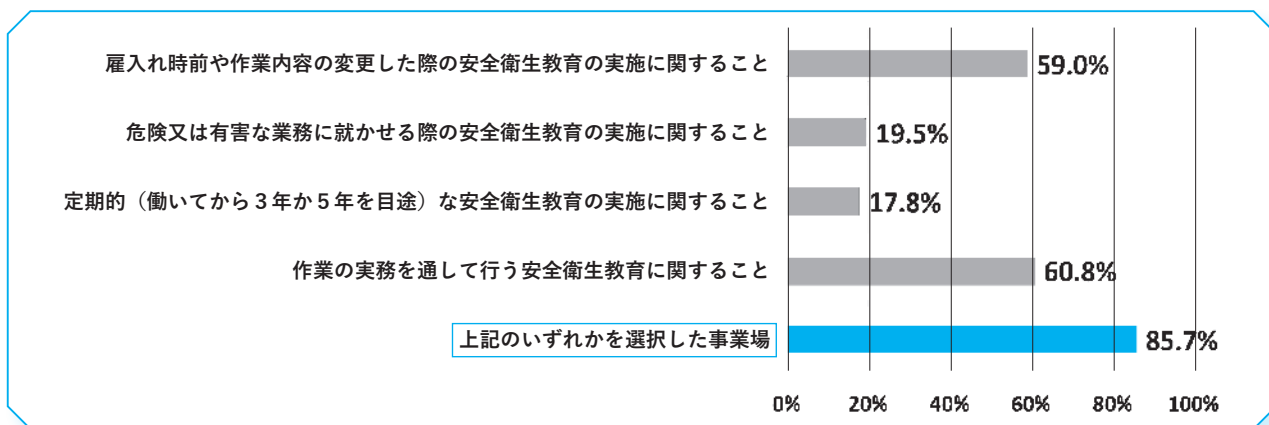
転倒防止対策に取り組んでいない理由については、「他の経営課題と比較して優先順位が低い」が最も高く53.0%（44事業場）であった。



(2) 安全衛生教育の実施率について（小売業、社会福祉施設）

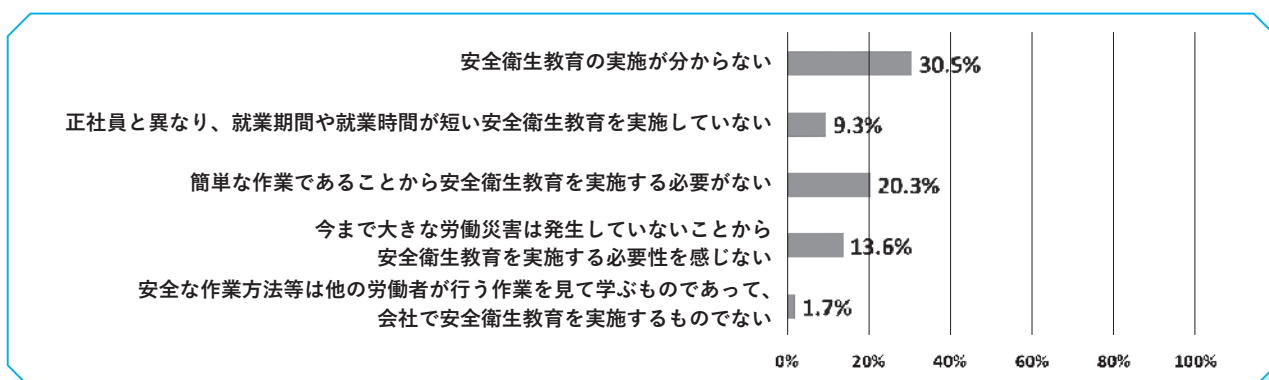
(ア) 正社員以外（派遣社員、パート及びアルバイト等）の労働者に安全衛生の教育を実施していますか（複数回答）

回答した事業場のうち、何らかの安全衛生教育を実施している事業場は85.7%（709事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である80%を5.7ポイント上回った。



(イ) 安全衛生教育を実施していない理由（複数回答）

安全衛生教育を実施していない理由については、「安全衛生教育の実施が分からない」が最も高く30.5%（36事業場）であった。



2. 高齢労働者への労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果について

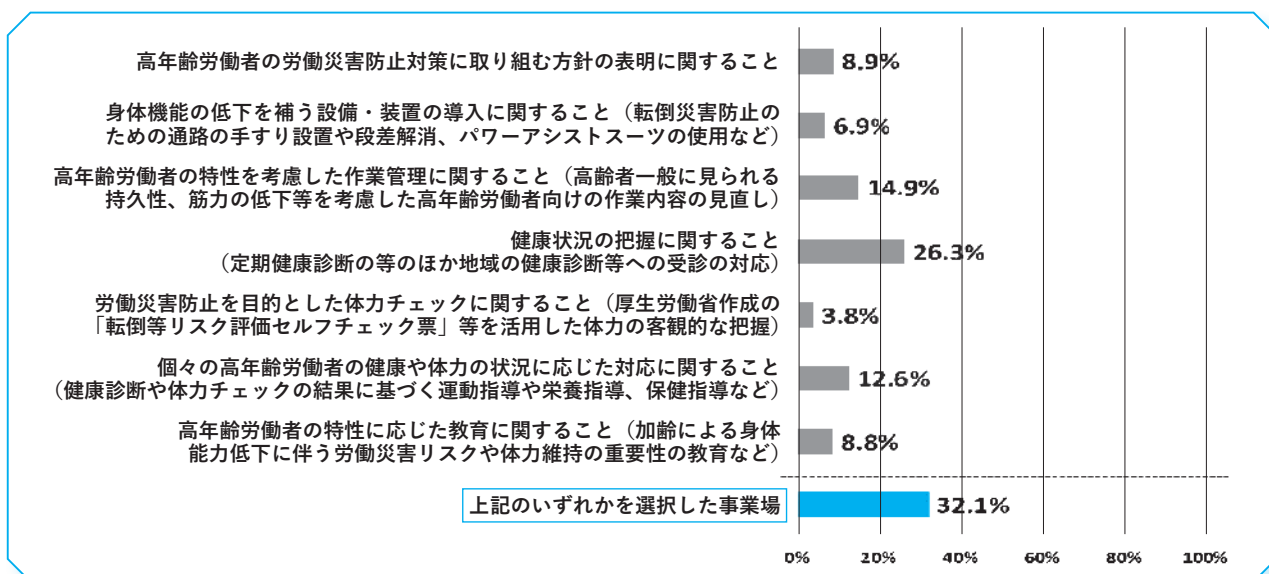
(1) 高齢労働者への労働災害防止対策について

(ア) エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、エイジフレンドリーガイドラインを知っている事業場は34.7%（687事業場）であった。

(イ) エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を実施していますか（複数回答）

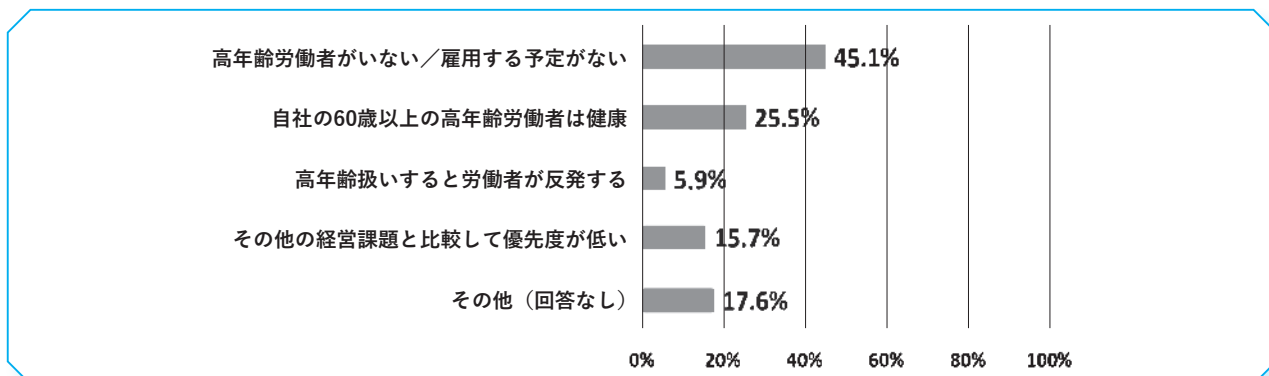
上記(ア)で「知っている」と回答し何らかの取組を実施している事業場は32.1%（636事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である50%を17.9ポイント下回った。



(ウ) ガイドラインは知っているが同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由（複数回答）

上記(ア)で「知っている」と回答した事業場のうち、上記(イ)の選択肢を選択していない同ガイドラインに基づく取組を行っていない事業場は51事業場であった。

さらに、それらの事業場が同ガイドラインに基づく取組を行っていない理由については、「高年齢労働者がいない／雇用する予定がない」が最も高く45.1%（23事業場）であった。

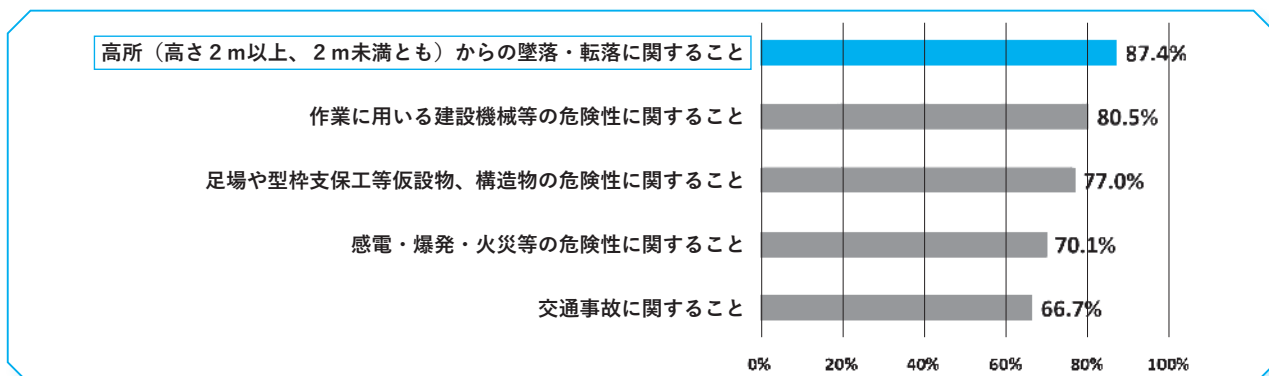


3. 業種別の労働災害防止対策の取組に係る自主点検の結果について

(1) 建設業

- ・建設業において実施しているリスクアセスメントについて（複数回答）

回答した建設業の事業場のうち、「高所（高さ2m以上、2m未満とも）からの墜落・転落に関すること」が87.4%（76事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である85%を2.4ポイント上回った。



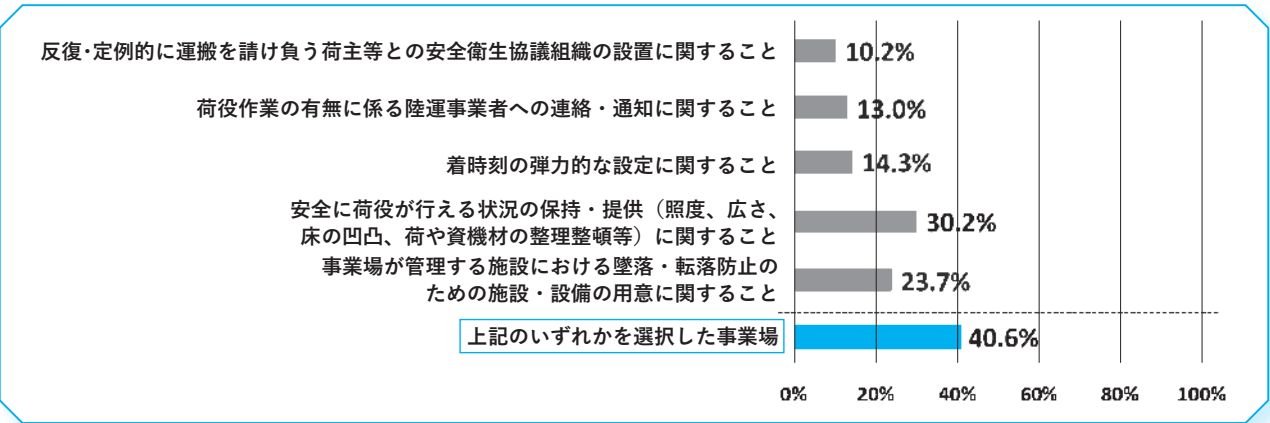
(2) 陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）

(ア) 荷役作業における安全ガイドラインを知っていますか

回答した事業場のうち、荷役作業における安全ガイドラインを知っている事業場は28.4%（560事業場）であった。

(イ) 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく「荷主等」として、ガイドラインの措置を実施していますか（複数回答）

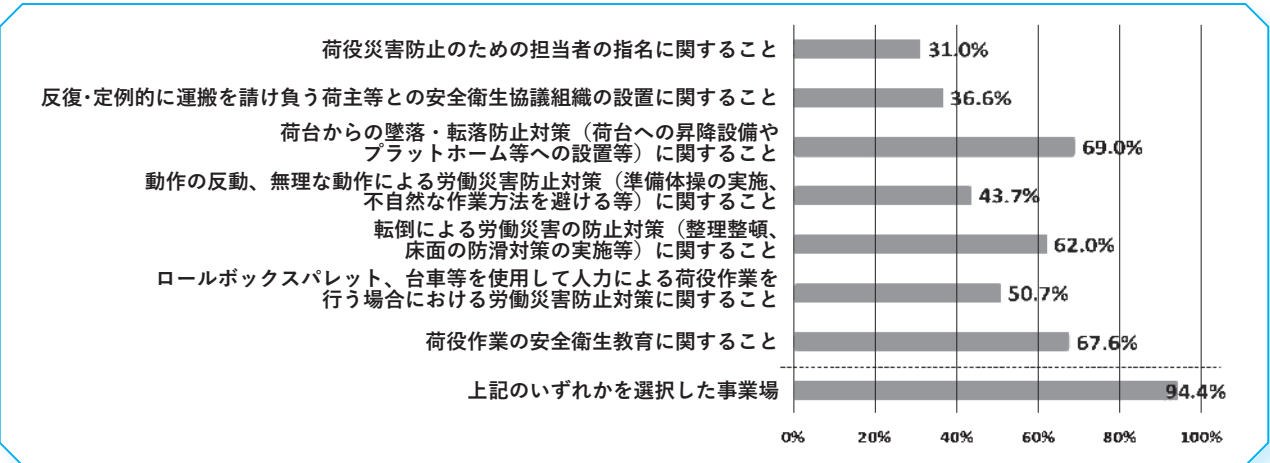
回答した事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は40.6%（803事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である45%を4.4ポイント下回った。



(ウ) 陸上貨物運送事業として、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施していますか（複数回答）

回答した陸上貨物運送事業場のうち、上記(ア)で「知っている」と回答した事業場は63.4%（45事業場）であった。

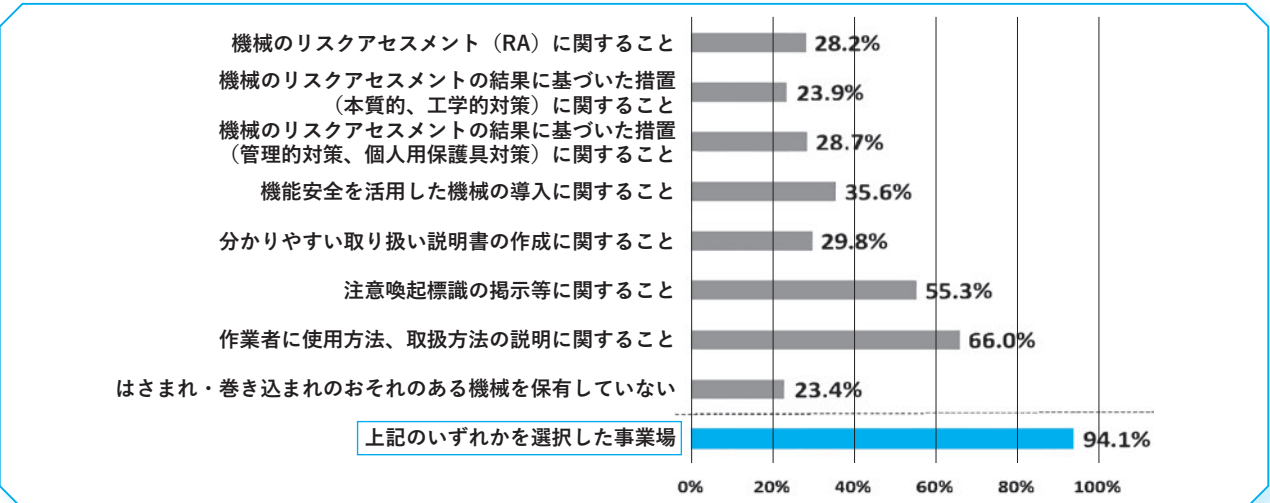
また、回答した陸上貨物運送事業場のうち、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施している事業場の割合は94.4%（67事業場）であった。



(3) 製造業

・機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組んでいますか（複数回答）

回答した製造業の事業場のうち、選択肢に記載されている何らかの対策を実施している事業場の割合は94.1%（177事業場）であり、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標である60%を大きく上回った。



令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数(WBGT)の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省では、職場における熱中症^{*1}予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

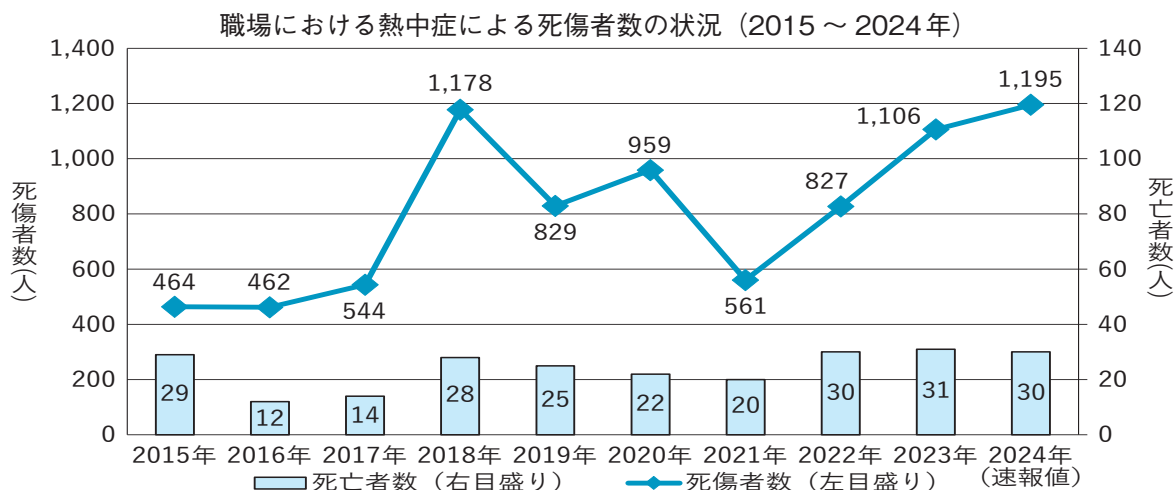
また、周知、啓発に当たっては、近年死亡者数が1年間で30人程度の状況が続いているため、[1]暑さ指数(WBGT)^{*2}の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2]熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、[3]糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことについて特に重点的に呼びかけます。

●「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和6年の速報値では、死亡を含む休業4日以上¹の死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続きます。多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認出来ませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていない事例もありました。

※1 熱中症とは……高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、最悪、死に至る場合がある。

※2 暑さ指数(WBGT)とは……気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。



熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024年）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・畜業	農業	林業	その他	計
2020年	215 (7)	199 (6)	137(0)	82 (1)	78 (2)	61(4)	14 (1)	7(0)	166(1)	959 (22)
2021年	130(11)	87 (2)	61(1)	68 (1)	63 (3)	31(0)	14 (2)	7(0)	100(0)	561 (20)
2022年	179(14)	145 (2)	129(1)	91 (6)	82 (2)	58(2)	21 (2)	6(0)	116(1)	827 (30)
2023年	209(12)	231 (4)	146(1)	114 (6)	125 (3)	61(0)	27 (4)	9(0)	184(1)	1,106 (31)
2024年	216 (8)	227 (6)	186(6)	136 (2)	113 (2)	72(2)	29 (1)	10(0)	206(3)	1,195 (30)
計	949(52)	889(20)	659(9)	491(16)	461(12)	283(8)	105(10)	39(0)	772(6)	4,648(133)

※2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

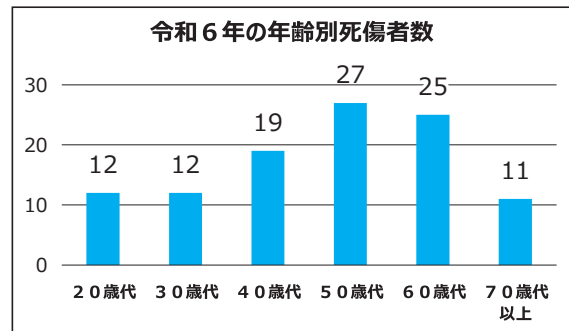
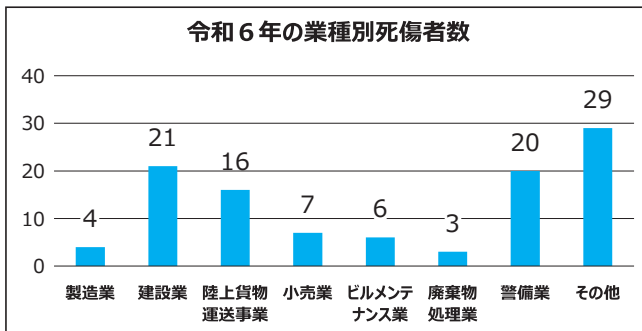
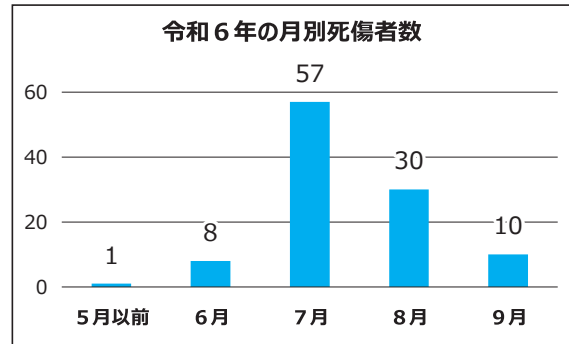
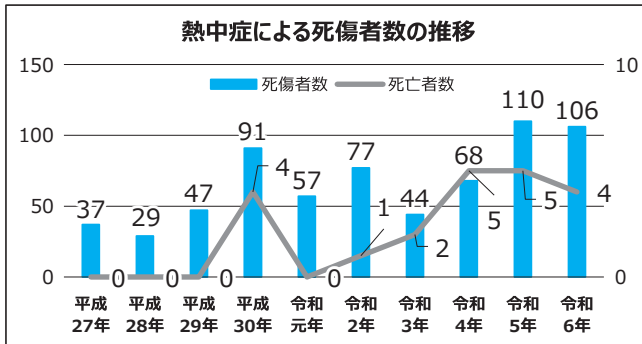
令和6年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は106件発生し、うち4件（4件のうち、建設業が3件、廃棄物処理業が1件）が死亡災害となっています（数値は令和7年1月末日現在）。

業種別では、建設業が20%、警備業が19%、陸上貨物運送業が15%を占め、小売業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。

月別では、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に梅雨明け直後に多く発生しています。また、月別の平均最高気温（気象庁の気象データ（地点：東京）より）が高い8月以前に熱中症発生のピークがきています。

年齢別では、50歳代が最も多く、次いで60歳代で多く発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。**



令和6年に発生した熱中症の発生事例（東京）

発生月時間	業種	発生状況	経験年齢	休業見込日数等
7月15時	建設業	屋外の工場現場において、鉄筋の圧接作業に従事していたところ、歩行が困難となったため、救急車で病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡したものの。	50歳代 10年以上20年未満	死亡
7月15時	廃棄物処理業	事業場の倉庫内において、ペットボトルの選別作業を行っていたところ、前のめりになって動かなくなったため、救急車で病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡したものの。	40歳代 1年未満	死亡
7月12時	警備業	工事現場において、交通誘導の業務を行っていたところ、立ってられないなどの症状となり、救急搬送されたもの。	70歳代 10年以上20年未満	60日
9月19時	陸上貨物運送業	引越作業のため、段ボールなどの荷物を運んでいたところ、吐き気、頭痛などの症状となり、救急搬送されたもの。	50歳代 10年以上20年未満	15日
7月13時	小売業	厨房内で食器の洗浄作業を行っていたところ、膝から崩れるように倒れてしまい、救急搬送されたもの。	50歳代 1年以上5年未満	20日



東京労働局労働基準部健康課

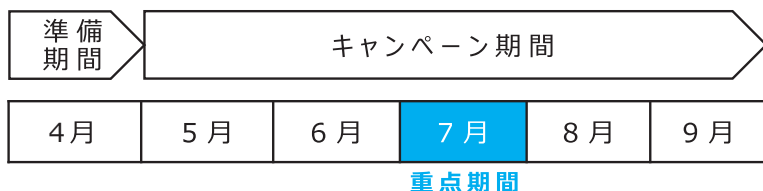
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



主な熱中症予防対策

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等との連携の下、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施



熱中症
キャンペーン



熱中症
予防情報

暑さ指数 (WBGT 値)^{※1} の活用

- 1 暑さ指数の実測^{※2}
- 2 実測値に対し、衣類の種類による補正
- 3 作業内容と比較し、熱中症リスクを確認
- 4 リスクに応じた対策を検討、実行



暑さ指数の
実況と予測

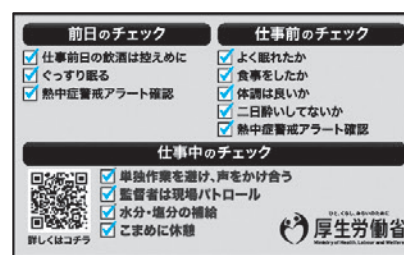


暑さ指数の
計算方法

※1 暑さ指数とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数
 ※2 実測できない場合は、その地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省熱中症予防サイト（二次元コード「暑さ指数の実況と予測」参照）＋補正手段により、参考値を算出してください。

「ロゴマークシール」と「応急手当カード」の活用

「Cool work TOKYO」ロゴマークシールと応急手当カードを各労働基準監督署の窓口等で配布しています。



エイジフレンドリー補助金の活用（中小企業事業者に限る）

高年齢労働者を雇用し、対象の高年齢労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費を補助する制度があります。
 （詳細はリーフレット等をご確認ください。）

「東京労働局公式X」及び「公式YouTubeチャンネル」

熱中症予防対策を含む各種情報を発信していますので、ご覧ください。



東京労働局公式 X



東京労働局
公式YouTube

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

熱中症が発生！ その時どうする？



WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(放射熱)も考慮した値*です。WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう!

熱中症予防 **+**

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!

環境省 熱中症予防情報サイト

熱中症についての情報はこちら
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

企画・作成：みずほ情報総研株式会社(厚生労働省委託事業「安全管理支援事業 / 安全衛生教育教材の作成」受託者)、株式会社サイドランチ(作成協力)

働く皆さん、事業主の皆さん。

労災に関するギモン にお答えします!!



たとえば



仕事中にケガをしました。
労災の手続や
請求書の書き方
について教えてください。

どこに行けば
無償で治療が受けられる?
**労災保険指定
医療機関**が知りたい!

**新しく事業を
立ち上げました**が、
労働保険についてどのような
手続を行う必要がありますか?



**新型コロナウイルス
感染症**を発症した場合、
労災保険給付の対象となりますか?



労働保険料の納付は
いつ、どのように行えばよいですか?

社員が仕事中にケガをしました。
事業主としてどのような
手続を行えばよいですか?



労働保険適用・徴収 **労災保険相談ダイヤル**

ろ う さ い

 **0570-006031**

受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始はお休みします)

労災補償該当相談

各種請求関係・手続き相談

労災保険指定医療機関に関する相談

アスベスト等に関する相談

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。
※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。



高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

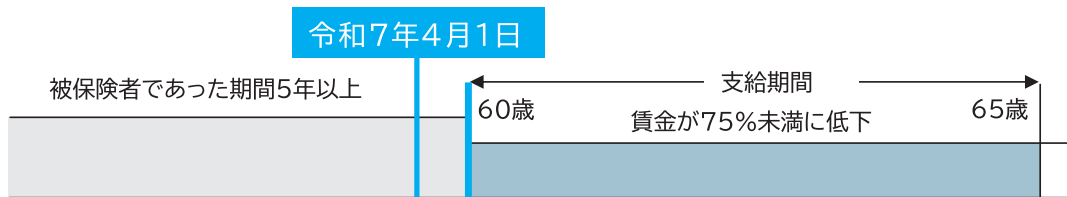
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

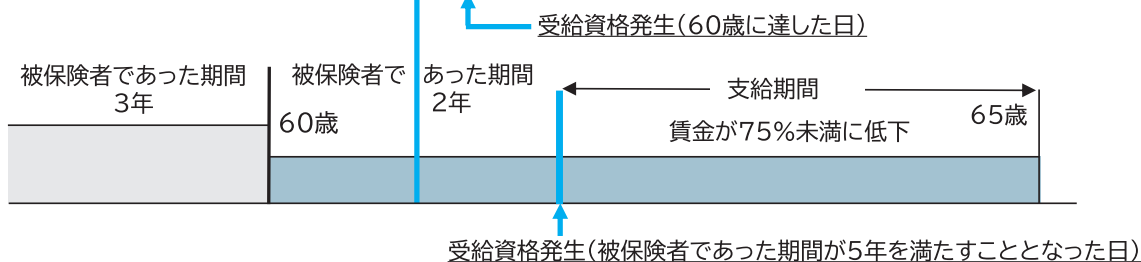
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

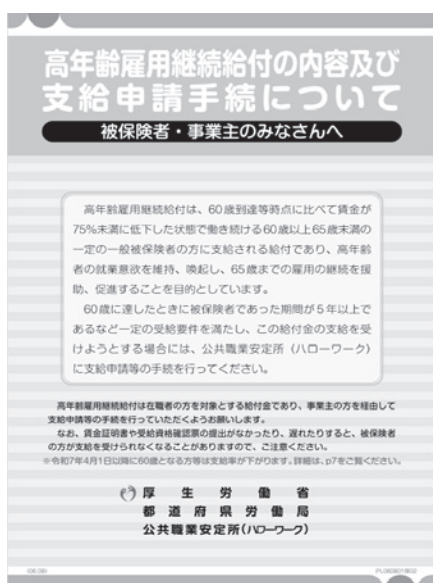
支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

三田労働基準監督署人事異動（役職者）

旧	職名	新
河村直子	署長	田中宏治
國府田純一	副署長（管理）	西田幸弘
田中智美	副署長（労災）	野口俊也
森下弘貴	副署長	安原恵子
安原恵子	第一方面主任監督官	玉置郁生
佐藤大介	第二方面主任監督官	笥仁志
田邊静香	第三方面主任監督官	青山将人
杉原悠子	第四方面主任監督官	佐藤有佑
栗田英輔	第五方面主任監督官	藤園光
金内歩	安全衛生課長	金内歩
加藤善央	労災第一課長	松崎謙一
藤澤和佳子	労災第二課長	藤澤和佳子
関口敏之	業務課長	近恵子

ハローワーク品川人事異動（幹部）

旧	職名	新
東雅人	所長	東雅人
永田弘行	管理部長	星野亜弓
田代浩之	職業相談部長	加藤未来
安食仁	雇用開発第一部長	安食仁
加藤亜希子	雇用開発第二部長	原和也

2025年度定期総会開催のご案内

2025年度（第77回）定期総会を下記により開催いたします。ご案内を別途差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日時／2025年5月27日（火）午後4時～5時

会場／東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会、懇親会ともに2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様をご来賓にお迎えして、懇親会（会費13,000円）を開催いたしますので併せてご参加くださいますようお願いいたします。

2025年度会費納入のお願い

会費の納入につきましては、4月17日（木）にお振込のお願いの文書を例年どおり発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
ピーエス・コンストラクション(株)	港区東新橋1-9-1	建設業

講習会等のご案内

企画中の講習会をご紹介します。

1 行政関連の講習会

◎ **無料** 労務管理講習会 5月16日(金) オンライン開催

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定などの他、テレワーク等多様な働き方に応じた適正な労務管理、東京都最低賃金の改正など労働基準監督署の職員が最新の情報をもとに分かりやすく説明いたします。

◎ **無料** 全国安全週間説明会 6月11日(水) オンライン開催

第98回全国安全週間に先立ち説明会を開催いたします。安全衛生担当者等のご参加をお願いいたします。

2 協会企画講習会 (お申込の状況により中止させて頂く場合がございます)

資格関係

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会(第1回) 5月20日(火)～22日(木)

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

◎ **有料** 「化学物質管理者講習(取扱事業者向け)」 6月4日(水)

2024年4月1日からリスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業者において、「化学物質管理者講習(取扱事業者向け)」の選任が義務づけられました。

◎ **有料** 衛生推進者養成講習(第1回) 6月18日(水)

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場(企業や、支店営業所等の出先)では、労働安全衛生法第12条の2により一定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

◎ **有料** 安全衛生推進者養成講習(第1回) 6月23日(月)～24日(火)

労働安全衛生法の第12条の2により常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

労務管理関係

◎ **有料** 労災保険給付の実務基礎講習会 5月14日(水)

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。労災保険制度の概要、対象となる「労働者」や「保険事故」とは、労働基準監督署における調査の流れなどをベテランの講師が具体的に解説いたします。

◎ **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月4日(水)～5日(木)

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

◎ **有料** 実務基礎講座 人事・労務担当者のための労基法 6月16日(月)

◎ **有料** 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 6月18日(水)

◎ **有料** 実務基礎講座 業務上災害・通勤災害労災保険手続きA to Z 6月24日(火)

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

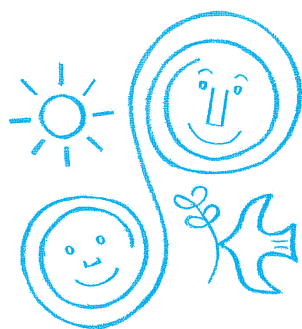
「定期健康診断のご案内」について

例年6月に実施しております、定期健康診断・特殊健康診断を2025年6月30日（月）に実施いたします。申込書は、「みなとみた」3月号に掲載させていただいております。

一般健康診断の費用は、9,000円～10,000円が平均とされておりますので、ご利用をお勧めいたします。また、協会ホームページにも案内を掲載しておりますのでご覧下さい。

なお、受診者が30名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることが可能とのことで、ぜひご利用ください。

健康診断実施機関：（一財）全日本労働福祉協会



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなとみた 令和7年4月号 令和7年4月15日発行(年6回発行) 第29巻第3号通巻第169号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

[編集協力] 労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710